



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 824 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定 (環境管理課)
 825 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準 (〃)

告 示

和歌山県告示第824号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3第1項の規定により化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めたので同条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

総量削減計画(和歌山県)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域のうち和歌山県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ホに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	11	13
産業排水	15	14
その他	1	1

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)

生活排水	5	5
産業排水	6	6
その他	6	6

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量(トン/日)	(参考) 平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	0.5	0.5
産業排水	0.6	0.6
その他	0.3	0.3

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海へ流入する水の汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るためにには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及び屎処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進するものとする。

ア 下水道の整備等

下水道の整備については、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を促進する。

さらに、合流式下水道については、越流水の現況把握に努めるとともに、改善を促進する。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内 行政人口(千人)	指定地域内 処理人口(千人)
21	751	141 【35】

* 【】書きは、高度処理人口を示す(内数)

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、平成13年4月からその新設は原則として合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことを受け、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進事業の活用により、さらなる設置整備を促進す

るものとする。また、既設の単独処理浄化槽は、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設については、農業振興地域及び漁港の背後集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術の水準、汚濁負荷量の削減のため採られた措置等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定するものとする。

Cc等の値等については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、さらに排水量の規模別により区分し、業種の実態、中小企業の実状等を考慮して適切に設定するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るものとする。

ア 生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量の削減目標量を達成するため、啓発用パンフレット等を作成配布し、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及を行うとともに、特に対策の実施が

必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

ウ 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて肥料の施用量の低減等を図るものとする。

エ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等を図るものとする。

オ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るために、持続的養殖生産確保法、「和歌山県かん水魚類養殖指導指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の趣旨及び内容について、各種広報手段により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図るものとする。

事業者に対しては、各種団体をも通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減目標達成のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、パンフレット等の各種広報手段を通じ、また、環境月間等の事業の中で、公共用水域の水質保全、生活排水対策の実践、河川へのゴミの不法投棄の防止など県民一人ひとりに努力を促していくこととする。

(5) その他汚濁負荷量の削減目標量の達成に關する必要な事項

ア 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川及び海域等において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ等を行うこととする。

イ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削

和歌山県報 号外

平成19年6月22日(金曜日)

減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

エ 中小企業の助成措置

中小企業者の公害発生防止対策については、従来から公害防止施設整備資金融資制度により融資助成を行ってきたところであるが、今後も引き続き、排水処理施設の設置等に対する資金の助成に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

(参考)

県内の大阪湾※に係る汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表5 大阪湾に係る汚濁負荷量(トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.5未満	0.5未満

(2) 硝素含有量について

表6 大阪湾に係る汚濁負荷量(トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.5未満	0.5未満

(3) りん含有量について

表7 大阪湾に係る汚濁負荷量(トン/日)

	平成21年度における量	平成16年度における量
総量	0.05未満	0.05未満

※ 県内の大阪湾に係る汚濁負荷量算定の範囲は、和歌山市田倉崎より北部の海域に流入する河川の流域とする。

和歌山県告示第825号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、平成14年和歌山県告示第677号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準)は、平成19年8月31日限り廃止する。ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cc_j、Cc_i及びCc_oの値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成21年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成19年6月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適用する地域

化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」とい

う。)第5条第1項に規定する区域うち和歌山県の区域
窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第2第3号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む。次の項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業所場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条もしくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条もしくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

	防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。)	
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成 9 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 9 年 12 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 9 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつ	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj})$

	た工場又は事業場のうち、平成 10 年 6 月 17 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
18	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 3 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 391 号。以下「平成 12 年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
20	平成 12 年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 12 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 12 年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号。以下「平成 13 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c$ $\times 10^{-3}$
22	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj}$ $+ C_{co} \cdot Q_{co})$ $\times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場）	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又の変更により新たに指定地域内事業所となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場）	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_{ci} 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 Q_c 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 、 Q_{co} 、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 、 Q_{no} 、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第 1 については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表第 2 号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第 2 第 1 号については、特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用し、別表第 2 第 2 号及び第 3 号については、施行令別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_c 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(2)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{cj} 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{co} C_c と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{cj} 平成 3 年 7 月 1 日（12 の項にあっては平成 3 年 10 月 1 日）以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{ci} 昭和 55 年 7 月 1 日（4 の項にあっては昭和 57 年 7 月 1 日、6 の項にあっては昭和 58 年 1 月 1 日、8 の項にあっては、昭和 63 年 10 月 1 日、10 の項にあっては平成 3 年 4 月 1 日）以後平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量 (Q_{cj} を除く。)）（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{co} 特定排出水の量 (Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。)（単位 1 日につき立方メートル）

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_n 別表第 1 第 2 号又は別表第 2 第 2 号の中欄の(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{ni} 別表第 1 第 2 号又は別表第 2 第 2 号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{no} C_n と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{ni} 平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排出水の量 (Q_{ni} を除く。)（単位 1 日につき立方メートル）

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_p 別表第 1 第 3 号又は別表第 2 第 3 号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

- Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Cpo Cn と同じ値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Qp 特定排出水の量(単位 1 日につき立方メートル)
- Qpi 平成 14 年 10 月 1 日以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)
(単位 1 日につき立方メートル)
- Qpo 特定排出水の量 (Qpi を除く。) (単位 1 日につき立方メートル)

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

別表第1
(1) 化学的酸素要求量

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (イ) (ロ)	(1) (ハ) (二)	(1) (ア) (一)	(1) (ロ) (ハ)	(1) (イ) (二)	(1) (ロ) (ハ)	
2 畜産農業	100	90	90	90	80	80	70	70 70
3 天然ガス鉱業	70	70	60	70	60	60	70	60 60
4 非金属航業	30	30	20	20	30	20	30	20 20
5 肉製品製造業	50	50	50	50	50	50	40	40 40
6 乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30 30
7 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	60	60	60	50	50	50	40	30 30
8 水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	50	40	50	50	40	40 40
9 寒天製造業	110	90	80	100	80	80	100	80 80
10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30 30
11 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40	30	30 20
12 冷凍水産物製造業	50	50	40	40	40	30	30	30 20
13 冷凍水産食品製造業	50	50	40	50	50	40	40	40 30

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (イ) (ロ)	(ハ) (エ) (二)	(ア) (ロ) (一)	(ハ) (エ) (二)	(ア) (ロ) (一)	(ハ) (エ) (二)	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・漬物・塩蔵品製造業を含む。)	60 60	60 50	50 40	40 40	40 40	40 40	30 30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85 70	65 50	60 40	40 50	60 40	50 40	30 30
16	野菜漬物製造業							
17	味噌製造業	80 80	80 70	80 70	70 70	50 50	50 50	50 50
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80 30	80 30	80 30	70 40	70 40	50 40	50 40
19	うまみ調味料製造業							
20	ソース製造業	40 60	40 60	40 50	40 50	30 40	30 40	20 30
21	食酢製造業							
22	砂糖精製業	70 90	60 80	50 65	40 40	40 40	40 40	30 30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業							
24	小麦粉製造業	40 50	40 50	40 40	40 40	40 40	40 40	40 40
25	パン製造業							

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)	(2)			(3)			(イ)	(ロ)	(ハ)	
(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
26	生菓子製造業	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30
28	米菓製造業	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40
30	植物油脂製造業	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	30
31	動物油脂製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	30
32	食用油脂加工業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50
34	穀類でんぶん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	50	50	40
35	めん類製造業	70	60	50	40	40	40	30	40	40	40	30
37	豆腐・油揚製造業	60	60	60	45	40	40	30	40	40	40	30
38	あん類製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備考					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	20	30	30	20	20	
40	そら(惣)菓製造業のうち煮豆の製造に係るもの	50	50	40	30	40	40	30	40	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	30	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	40	40	30	40	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	
47	配合飼料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	
48	单体飼料製造業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	30	20	
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	30	30	20	20	30	30	20	

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	30	30	20	20		
51	生糸製造業(副産物精錬業を含む)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30		
55	繊維工業(整理番号 5・1 の項に掲げるものの及び衣服その他の繊維製品に係るもの)を除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	85	80	80	85	80	80	80	80	80	80	70	70		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シャケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程。(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	100	80	80	80	80	100	80	80	80		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50		
63	繊維工業で織物雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	100	100	90	90	95	95	90	90		

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	75	75	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20
76	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解ペルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60
77	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトペルプ製造工程に係るもの	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	60

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

整理 番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランンド・パルプ製造工程、リサイクル工程又はサーモメカニカル・パルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程又は未さらしセミカラーパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程(前項の未さらしセミカラーパルプ製造工程を含む。)又は未さらしセミカラーパルプ製造工程をもつ。)に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で未さらしグラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	50	50	40	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカラーパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	70	60	60	60	60	60	60	50	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で古紙を原料とするパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	100	100	90	90	90	90	80	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	100	100	110	110	100	100	80	80	70	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業(前項の未さらしセミカラーパルプ製造工程を有するもの)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	50	45	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それ同様の順序に従い、90,80,70,60,80,70,60,60,70,70,60,60とする。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	80
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	50	40	40	40	40	30	30	30	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	40	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80	90	90	80	80	70	70	60	60

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)			(2)			(3)					
		(1)	(ロ)	(ハ)	(1)	(2)	(ロ)	(ハ)	(1)	(2)	(ロ)	(ハ)	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品 （整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	35	30	30	40	35	30	40	35	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	80	70	60	50	70	60	50	70	60	50	50	
101	製版業	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	50	40	30	40	30	30	40	40	40	30	
103	複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値 は、それ同欄の順序に従い、 70, 70, 60, 60, 70, 70, 60, 60, 60, 50, 50とする。

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)			(2)			(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	30	30	20	20
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	50	50	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	50	50	40	40	30
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20

(1) 硫化鉄錆を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50とする。

(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,50,60,60,50,50とする。

(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,220,210,210,210,200,190,190とする。

(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110,110,100,100,90,90,80,90,80,80とする。

(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,130,130,130,140,130,130とする。

合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,200,200,200,200,200,190,190,190,180,180とする。

メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,70,70とする。

整理番号	名称	化学的要素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム 製造工程に係るもの	50	50	40	50	50	40	50	40	50	50	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,50,60,60,50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140,140,130,130,140,140,130,130,140,140,130,130とする。	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化學 工業製品製造工程(脂肪族系中間物製 造工程、環式・環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程、プラスチック製造工程 及び合成ゴム製造工程を除く。)に係 るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機ゴム業品製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、280,280,270,270,270,260,260,270,270,260,260 とする。 (2) 有機農業原体製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、190,190,190,190,190,190,180,170,170,170,170,160 とする。	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	70	70	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあって は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220,220,220,220,220,210,210,200,190,190 とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアル デヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、50,110,110,100,100,90,80,80とす る。	
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	60	60	50	50	(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150,150,140,140,140,140,140,140,140,140,140,130,130 とする。	
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	40	30	30	30	20	20	20	

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミクログラム)										備考
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	
117	発酵工業	130	130	120	120	110	120	120	120	110		
118	コールタール製品製造業	130	130	120	130	120	120	130	130	120		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	50	40	40	40	30	200,200,200,200,190,190,200,200,190,190,190,190	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	20	20	30	30	20	80,80,70,70,60,60,50,50,60,60,50,50	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあって は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 80,80,70,70,60,60,50,50,60,60,50,50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程 にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、 70,60,60,70,60,60,60,60,50,50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	40	50	50	40	40,40,130,140,140,130,130,140,140,130,130	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 80,80,70,70,60,60,50,50,80,70,70,70とする。 (2) クロロプロエンゴム製造工程にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、 140,140,130,130,140,140,140,130,130,140,140,130,130 とする。

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
122	有機化学工業製品製造業（整理番号1 0 9の項から前項までに掲げるものを除く。）	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	（1）有機ゴム製品製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 290, 290, 290, 280, 280, 280, 280, 280, 270, 270, 270, とする。 （2）有機農業原体製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 210, 200, 190, 180, 210, 200, 190, 180, 170, 170, 160, とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	30	30	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうち アセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30		
125	合成繊維製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 70, 70, 60, 60, 50, 50, 40, 40, 30, 30とする。	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40		
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	15	15	15	10		
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものの を除く。）	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
129	塗料製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40		

整番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)			(2)			(3)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(エ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(エ)	(ロ)	(ハ)
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	90	90	90	90	80	70	70	70	70
		平成8年9月1日前の特定施設の係る量にあっては、第3欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90,90,80とする。										
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	40	40	30
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50
136	火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
		硝酸エチル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,60,50とする。										
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20
138	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	120	120	110

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	30	30	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	10	15	15	10	10	10	15	15	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化學製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	50	50	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	130	130	
146	化学工業 (整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	50	40	40	40	50	50	40	40	40	
147	石油精製業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	30	20	20	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	40	30	30	
149	コーカス製造業	190	190	180	190	190	180	180	180	100	100	100	100	90	

整番	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	
150	石油コーケス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	50	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るもの	70	70	60	60	50	50	50	50	50	50	50	50
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
161	車上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
165	生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10		
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10		
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20		
169	碎石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ア)	(シ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(シ)	(ロ)	(ハ)	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
172	うわ薬製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
173	高炉による製鉄業	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	15
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10
178	製銅・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
179	熱間圧延業(整理番号1~8~2の項及び同1~8~3の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
180	冷間圧延業(整理番号1~8~2の項及び同1~8~3の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
182	钢管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)					(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(二)
183	伸銅業	20	20	15	10	20	15	10	20	20	20	10
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	10	15	15	15	10
185	引抜钢管製造業	20	20	20	10	15	15	10	15	15	15	10
186	伸線業	20	20	15	10	20	15	10	20	20	20	10
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	30	30	30	20
188	亜鉛板製造業	30	30	30	20	30	30	20	30	30	30	20
189	めっき钢管製造業	30	30	20	20	30	30	20	30	30	30	20
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	30	30	30	20
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15
192	鉄鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1) (ア)	(ロ)	(ハ)	(二) (イ)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二) (イ)	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	10	15	15 10
194	錫鋼製造業	20	20	15	10	20	15	10	20	15 10
195	銅鉄鍛物製造業(整理番号 196 の項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	15	10	20	15 10
196	錫鉄管製造業	20	20	15	10	20	15	10	20	15 10
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	15	10	20	15 10
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	10	15	15 10
199	銅鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	15	10	20	15 10
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	15	10	20	15 10
201	電気めっき業	60	60	50	40	60	50	40	50	50 40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	20	15	10	20	15 10

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
204	プリント回路板製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20		
205	電気機器具製造業(前項に掲げるもののうち、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10		
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	10	15	15	15	15	10		
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20		
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。	
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20		
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミクログラム)										備考
		(1) (ア) (ロ) (ハ)	(1) (イ) (二) (ロ)	(1) (ア) (二) (ロ)	(1) (ア) (二) (ハ)							
212	弁当屋又は弁当製造業	80 70 60 50	60 50 60 50	60 50 60 50	50 40 50 40	50 40 50 40	50 40 50 40	50 40 50 40	50 40 50 40	30 40 30 40	30 40 30 40	
213	飲食店	70 70 60 50	60 50 60 50	60 50 60 50	50 40 50 40	40 30 40 30	40 30 40 30	40 30 40 30	40 30 40 30	30 40 30 30	30 40 30 30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。
214	宿泊業	70 60 50	60 50 50	60 50 50	50 40 50	40 30 40	40 30 40	40 30 40	40 30 40	30 30 30	30 30 30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。
215	リネンサプライ業	60 60 50	60 60 50	60 60 50	50 50 50	50 40 50	50 40 50	50 40 50	50 40 50	30 30 30	30 30 30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	60 60 50	60 60 50	60 60 50	50 50 50	50 40 50	50 40 50	50 40 50	50 40 50	30 30 30	30 30 30	
218	写真業(写真現像・機付業を含む)	70 70 60	60 60 60	70 70 60	60 60 60	60 60 60	60 60 60	70 70 70	60 60 60	60 60 60	60 60 60	
219	自動車整備業	30 30 20	30 30 20	30 30 20	20 20 20	20 20 20	20 20 20	30 30 30	30 30 30	20 20 20	20 20 20	
220	病院	60 50 30	50 30 30	50 40 30	30 30 30	50 40 30	50 40 30	50 40 30	50 40 30	30 30 30	30 30 30	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	45	40	40	40	40	(1) 単槽式処理に係るものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,50,40,50,50,40,50,50,40とする。 (2) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,40,40,30,25,25,40,30,25とする。 (3) 平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。 (4) (3) のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができるのであるし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25,25,25,25,25,25,25,25,25とする。	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下20人以上のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	60	60	60	60	60	平成18年2月1日以降に設置したし尿浄化槽にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30,30とする。	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,50,40,40,40,40,35,35,40,40,35,35とする。	
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)		
225	廢油処理業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	30	30	20	20	20	30	30	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
228	と畜場	60	60	50	60	60	50	40	50	50	50	40	
229	中央卸売市場	30	30	20	30	30	20	20	20	30	30	20	
230	地方卸売市場	40	40	30	30	30	20	20	20	30	30	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	35	35	30	20	30	30	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	

備考 この表において、要素の項中(1)・(2)・(3)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。

(2) については、特定施設が昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに設置されたもの。

- (3) については、特定施設が平成 3 年 7 月 1 日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるものの。
(ロ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるものの。
(ハ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるものの。
- (ニ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 100,000 立方メートル以上であるものの。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)	(口)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15
5	肉製品製造業	50	50	45	25	25	25	20	20
6	乳製品製造業	30	25	20	15	15	15	10	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	15	15	15	15
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	40	40	40	35
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10
16	野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10
17	味噌製造業	30	25	20	20	20	20	15	10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考			
		(1)	(2)	(ア)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	35	35	35	35	35	
19	うまい調味料製造業	30	25	20	20	20	20	15	15	10	
20	ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
22	砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	10	
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
25	パン製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	
26	生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
28	米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
30	植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	10	
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	
32	食用油脂加工業	25	25	20	20	15	15	15	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	15	15	10	
34	穀類パン製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	

整理番号	名称	審査含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
35	めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15 10
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	25	25	20
38	あん類製造業	25	25	20	20	15	15	10
39	冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	10
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	10
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15 10
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	10
44	清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15 10
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	10
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	10
47	配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	10
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15 10
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	20	20	15 10
50	たばこ製造業	30	25	20	20	15	15	10
51	生糸製造業(副産糸精錬業を含む。)	30	25	20	20	20	20	15 10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
55	綿維工業 (整理番号 5.1 の項に掲げるもの及び 衣服その他の繊維製品に係るものと同様の 工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下 「染色整理工程付帯加工工程」という。) に係るもの)	30	25	20	15	15	15	10	
57	綿維工業で麻製織工程に係るもの	25	25	20	15	15	15	10	
58	綿維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、 精練漂白、シルケット加工その他他の染色整 理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下 「染色整理工程付帯加工工程」という。) に係るもの)	20	20	20	15	15	15	10	
59	綿維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工 程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前 項に掲げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	15	
60	綿維工業手加工染色整理工程 (染色整理 工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	
61	綿維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	25	25	25	15	15	15	15	
62	綿維工業でニット・レース染色整理工程 (染色 整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	
63	綿維工業で織維雑品染色整理工程 (染色整理 工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	
64	綿維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

整理番号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきグラム)						備 考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	10
66	繊維工程で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	10
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	25	25	20	20	20	20	10
75	木材処理業	30	25	20	20	15	15	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でセルフライドパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランジドパルプ製造工程、リフィニアーグランジドパルプ製造工程又はサーモメカカルパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名称	空素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグランドパルプ製造工程(前行程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。)又は未さらしセミカルパルプ製造工程(前行程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程(前行程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行なうパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (イ) (ロ)	(1) (ハ) (二)	(1) (イ) (ロ)	(1) (ロ)	(1) (ハ) (二)	(1) (ロ)	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10
89	機械すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	10
90	手すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	10
91	塗工紙製造業	15	15	15	15	15	15	10
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	10
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	10
94	セロファン製造業	30	25	20	20	15	15	10
95	乾式法による纖維板製造業	30	25	20	20	15	15	10
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考	
		(1)				(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 7~6 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10		
101	製版業	30	25	20	20	20	20	15	10		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	(1) アンモニア製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 75, 70, 65, 40, 40, 40とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210, 210, 210, 210とする。 (3) 尿素製造工程にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1200, 1200, 1200, 1200, 1200, 1200とする。	
103	複合肥料製造業	35	35	35	35	15	15	15	15		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15		
105	ソーダ工業	15	15	15	15	15	15	15	10		
106	電気工業	25	20	15	15	15	15	15	10		
107	無機顕料製造業	40	40	40	40	30	30	30	30	黄鉛顕料製造工程に従い、700, 700, 700, 600, 600, 600とする。	

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(1) (イ) (ロ)	(1) (ハ) (ハ)	(2) (二) (イ)	(1) (ロ)	(1) (ハ) (ハ)	(2) (二)	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	40	40	(1) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000, 5000, 4500, 5000, 5000, 5000, 4500とする。 (2) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750, 750, 680, 580, 750, 680, 580とする。 (3) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000, 5500, 5000, 4500, 6000, 5500, 5000, 4500とする。 (4) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 150, 150, 150とする。 (5) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 200, 150, 210, 210, 200, 150とする。 (6) 酸化ジルコニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230, 230, 200, 150, 230, 230, 200, 150とする。 (7) 塗素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 60, 60, 60, 60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	15	15	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15, 15, 15, 15, 15, 15, 15, 15

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	25	25	25	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 40, 40, 40とする。	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55, 55, 55, 55, 30, 30, 30とする。	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	20	20	20	15	
115	脂肪族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120, 120, 120, 40, 40, 40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510, 510, 510, 510, 500, 500, 500とする。	
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	20	20	15	
118	コールタール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	55	50	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 100, 100, 50, 50, 50とする。	

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
120	プラスチック製造業	25	25	25	15	15	15	15 65, 60, 55, 50, 35, 35, 35とする。	
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15 65, 60, 55, 50, 40, 40, 40とする。	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	60	50	15	15	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 35, 30, 25, 20とする。 (2) インシアル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 210, 210, 30, 30, 30とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500とする。 (4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16 14	
125	合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	14 60, 60, 55, 50, 50, 45, 40とする。	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	

整理番号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	55	50	45	40	15	15	15
129	塗料製造業	30	30	30	30	15	15	15
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	医薬品原薬製造工程（塗素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）においては、第3欄の値は、それを用いる順序に従い、120, 120, 115, 100, 30, 30, 25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	14
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	14
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	14
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	14
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	15
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	15
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	25	25	25	25	15	15	15
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 ビラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	25	25	25	25	15	15	15
141	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	15
142	天然油脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15

整 理 番 号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	20	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	10	
149	コーカス製造業	950	900	800	700	400	400	400	
150	石油コーカス製造業	30	25	20	20	15	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	10	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	
155	毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	
156	板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	10	
157	板ガラス加工業	20	20	20	20	20	15	10	
158	ガラス加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	10	
161	車上用・ちゅうう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	10	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1)シリアルにつきミリグラム)						備考
		(1)	(口)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	15	15	15	10
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	15	15	15
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	20	15	15	15	10
165	生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	10
166	コンクリート製品製造業	15	15	15	15	15	15	10
167	セメント製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	20	15	15	15	10
168	黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	10
169	碎石製造業	15	15	15	15	15	15	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	25	20	20	20	15	10
172	うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	10
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	15	15	15
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	15	15	15	15
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15

(1) コークス製造工程にあっては、第 3 棚の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950, 900, 800, 700, 400, 400, 400 とする。

(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、それぞれ同欄の順序に従い、65, 65, 65, 65, 50, 50, 45 とする。

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(1) (イ) (ロ)	(1) (ハ) (ハ)	(2) (二) (二)	(1) (イ) (ロ)	(1) (ロ)	(2) (二) (二)	
178	製鋼・製鉄延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	25	25	25	15	15	15	15の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,50,45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,50,45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,65,60,55,50,50,45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,55,50,50,50,45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,55,50,50,50,45とする。
183	伸銛業	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,55,50,50,50,45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55,55,55,55,50,50,50,45とする。
185	引抜钢管製造業	25	25	25	25	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,55,50,50,50,45とする。
186	伸線業	25	25	25	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65,60,55,55,50,50,50,45とする。

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備 考			
		(1)	(2)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
187	ブリキ製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
188	亜鉛鉄板製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
189	めっき钢管製造業			40	35	30	25	15	15	15	15
190	めっき鉄鋼線製造業			25	25	25	25	15	15	15	15
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)			35	35	30	25	15	15	15	15
192	鍍鋼製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
193	鍛工品製造業			25	25	25	25	15	15	15	15
194	鋳鋼製造業			20	20	20	20	15	15	15	15
195	鍛鉄鍛物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)			15	15	15	15	15	15	15	15
196	鍛钢管製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
197	可鍛鋳鉄製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
198	鉄粉製造業			15	15	15	15	15	15	15	15
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)			25	25	25	25	15	15	15	15
200	非鉄金属製造業			35	35	35	35	15	15	15	15

登録番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)									
		(1)					(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ロ)	(ハ)	(二)
201	電気めつき業		30	30	25	30	30	25	25	20	120, 110, 100, 55, 55, 55とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	25	25	20	(1)溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50, 50, 50, 40, 40, 40とする。 (2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 50, 50, 50, 50とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 20, 20, 15, 10とする。
204	プリント回路板製造業	30	25	20	20	20	20	20	15	10	
205	電気機器器具製造業 (前項に掲げるものを除き、電気通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	20	20	15	15	15	15	10	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30, 25, 20, 20, 20, 20, 20とする。 (2)半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 25, 20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35, 35, 30, 25, 20, 20, 20, 20とする。

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備考			
		(1)	(2)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
207	精密機械器具製造業			15	15	15	15	15	15	10	第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 20とする。
208	ガス製造工場			15	15	15	15	15	15	10	
209	下水道業			40	35	30	25	40	30	20	(1)標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法により下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10, 20, 15, 10, 10, 20, 15, 10, 10とする。 (2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45とする。
210	空瓶卸売業			30	30	25	25	15	15	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)			30	30	25	25	15	15	15	
212	弁当屋又は弁当製造業			30	30	25	25	15	15	15	
213	飲食店			60	55	50	45	30	30	30	
214	宿泊業			45	45	45	45	30	30	30	
215	リネンサプライ業			20	20	20	20	15	15	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			25	25	25	25	20	20	15	

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(1)	(2)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む)	30	30	25	25	(イ)	(ロ)	(ハ) (二)
219	自動車整備業	25	25	25	20	(イ)	(ロ)	
220	病院	60	55	50	45	25	25	25
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定するものにより算定した処理人員が501人以下のものに限る。)	60	55	50	45	35	30	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高圧にし尿を処理することができない方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,25,20,20,30,25,20,15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定するものにより算定した処理対象人員が500人以下201人以上ものに限るものに限る。)	60	55	50	45	50	45	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高圧にし尿を処理することができない方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,25,20,20,30,25,20,15とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30 嫌気性消化法、好気性消化法、温式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高圧にし尿を処理するごとにでききる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50,45,40,35,30,25,20,15とする。
224	ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	15
225	廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	40	35	30
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	25	20	15
228	ど畜場	60	50	40	30	25	20	15
229	中央卸売市場	30	30	25	25	25	20	15

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
230	地方卸売市場	30	30	25	25	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	50	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(二)の区分は、次のとおりとする。

- (1)については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。
- (2)については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。
- (イ)指定地城内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方㍍以上500立方㍍未満であるもの。
- (ロ)指定地城内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方㍍以上5,000立方㍍未満であるもの。
- (ハ)指定地城内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方㍍以上100,000立方㍍未満であるもの。
- (二)指定地城内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方㍍以上であるもの。

整理番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
4	非金属鉱業	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	16	14	12	10	6	6	5	
6	乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	11	11	10	5.5	5.5	5.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
9	寒天製造業	5.5	5.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	3	3	3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
12	冷凍水産物製造業	8	8	7	6	5.5	5.5	5	
13	冷凍水産食品製造業	8	8	7	6	6	6	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	4	4	4	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	7.5	7.5	3	3	3	3	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	3	3	3	
17	味そ製造業	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4	

整理番号	名称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備考			
		(1)	(2)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	8	8	8	3	3	3	3	3
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
20	ソース製造業	6	6	6	6	6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
21	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3	3
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	6	6	6	6	6	3	3	3	3	3
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
25	ペン製造業	6	6	5.5	5	5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	4	4	4	4	4	4
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
29	パン・菓子製造業(整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	6	6	5.5	5	5	3	3	3	3	3
30	植物油脂製造業	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	4
32	食用油脂加工業	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2	2
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
34	穀類パン製造業	6.5	6.5	6.5	6	6	3	3	3	3	3

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
35	めん類製造業	6.5	6.5	6.5	6	2.5	2.5	2.5	
37	豆腐・油揚製造業	7.5	7	6.5	6	4.5	4.5	4	
38	あん類製造業	9	8	7	6	4	4	4	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	
42	果実酒製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	2	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業	5.5	5	4.5	4	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるものの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	

整理番号	名 称	りん含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)								備 考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	
57	織維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	4	4	3.5	3
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精錬漂白、シルケッドライト加工その他他の染色整理工程に付帯して行われる加工工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	4	3.5	3
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	2	2	2	
63	織維工業で綿維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	3	3	3	3	
64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
66	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	織維工業(整理番号55の項から前に掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	名 称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
76	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解ペルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
77	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトペルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
78	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドペルプ製造工程、リフライナーグランドペルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
79	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルペルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
80	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルペルプ製造工程(前工程の未さらしケミカルペルプ製造工程を含む。)又はさらしケミカルペルプ製造工程(前工程の未さらしケミカルペルプ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
81	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトペルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
82	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケラフトペルプ製造工程(前工程の未さらしケラフトペルプ製造工程を含む。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
83	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするペルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
84	ペルプインキ又は漂白を行うペルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
85	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするペルプ製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	1.5	1	

整理番号	名称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業グランブルプ、リフア イナーグランブルプ又はサーチメカニカルブルプを主原料とする 紙製造工程(前工程のグランブルプ、リフアイナー、グランブルプに係る ものはサモメカニカルブルプ製造工程を有するものに限る。)に係る	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋 紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板 紙製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
89	機械すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
90	手すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
94	セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
95	乾式法による纖維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
97	ペルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	3	2.5	2
101	製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5

整理番号	名称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)			(2)			
		(1)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
105	ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1
106	電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1
107	無機漿料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物・合成染料・有機顔料製造工程、環式中間物・合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5

整理番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備 考	
		(1)				(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
116	メタン誘導品製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5		
117	発酵工業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5		
118	コールタール製品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24, 22, 20, 18, 5, 5とする。	
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5		
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5		
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	2	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程に従い、23, 23, 23, 2, 2, 1.5とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1		
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8, 7, 5, 7, 6, 5, 2, 5, 2, 5, 2, 5とする。	

整理 番 号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
134	生稟 漢方製剤製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1	
136	火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
137	農業製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	1.5	1	
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
146	化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
149	コーカス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1	
150	石油コーカス製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1	

整理番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成形洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1
154	なめしかわ製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5
155	毛皮製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5
156	板ガラス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1
157	板ガラス加工業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1
158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1
159	ガラス容器製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
161	車上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 1~6 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1
165	生コンクリート製造業	2	2	2	2	2	2	1.5	1
166	コンクリート製品製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1
168	黒鉛電極製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1

整理番号	名称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
169	砂石製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
172	うわ葉製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製錬・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	钢管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	伸銛業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
185	引抜钢管製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1	

整理番号	名 称	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(1)	(口)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
189	めつき鋼管製造業		2	2	2	1.5	1.5	1	
190	めつき鉄鋼線製造業		2	2	2	1.5	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
196	鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
197	可鍛鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
201	電気めつき業	4	4	3.5	3	3	2.5	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7,6,5,4,3,5,3とする。	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3	3	2.5 2	
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5 1	
204	プリント回路板製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5 1	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	3	2.5	2	2	2	2	1.5 1 4.5, 4.5, 4.5, 4.5, 2, 2, 2, 2とする。	
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2 2	
207	精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5 1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5 2	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3 2, 1.5, 1, 2, 1.5, 1, 1とする。 (2)高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものの汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)については第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2, 1.5, 1, 2, 1.5, 1, 1とする。	

整理番号	名称	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (イ) (ロ)	(1) (ハ) (ロ)	(2) (二) (イ) (ハ)	(2) (イ) (ロ)	(2) (ハ) (ロ)	(2) (二) (イ) (ハ)	
210	空瓶卸売業	5 4.5	4 4	4 3.5	4 3.5	3.5 3.5	3 3	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	5 4.5	4 4	2.5 2.5	2.5 2.5	2.5 2.5	2.5 2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9 5.5	9 5.5	7 5	4.5 4	4 4	3.5 3	
213	飲食店							
214	宿泊業	5 4.5	4 4	4 4	4 4	3.5 3	3 3	
215	リネンサプライ業	8 6.5	7 6	6 5.5	5 5	5 5	5 5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)							
217	写真業(写真現像・焼付け業を含む。)	5 5	4.5 4.5	4 4	4 4	4 4	3.5 3.5	
218	自動車整備業							
219	自動車整備業	5 5	4.5 4.5	4 4	3 3	3 3	3 3	
220	病院							
221	屎尿処理槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する屎尿処理方法により算定した処理人員が50人以上ものに限る。)	8 8	7 6	5 5	4 4	3.5 3.5	3 3	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.2.5.2.1.5.3.2.5.2.1.5とする。
222	屎尿処理槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るものに限る。)							第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5.3.2.5.2.1.5.3.2.5.2.1.5とする。
223	屎尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8 8	7 6	5 5	4 4	3.5 3.5	3 3	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法によりし尿を処理するものにあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.3.5.3.2.5.2.3.5.3.2.5.2.1.5とする。

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
224	ごみ処理業		2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	
225	廃油処理業		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	4	4	4	3	3	3	3	
228	ど畜場	9.5	9	8	7	4.5	4	3.5	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	3	3	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	3	3	3	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	

備考

この表において、りんの項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(二)の区分は、次のとおりとする。

(1)については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。

(2)については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方向以上500立方向未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方向以上5,000立方向未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方向以上10,000立方向未満であるもの。

(二) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が10,000立方向以上であるもの。

別表第2
(1)化学的酸素要求量

整理番号	名称	(1)			(2)			(3)			備考	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)
2	畜産農業	100	90	70	70	80	70	70	75	70	60	60
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	70	60	60	60
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
5	肉製品製造業	70	70	65	60	60	50	50	50	50	40	40
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	40	40	30
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	80	80	65	50	60	50	50	50	50	40	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	60	50	40	50	50	40	50	50	40	30
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	100	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30
12	冷凍水産物製造業	70	60	50	40	50	40	30	30	50	40	30
13	冷凍水産食品製造業	70	60	50	40	60	50	40	60	50	40	30

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・塩蔵品製造業を含む。)	80	70	60	50	70	60	40	40	60	50	40	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	100	90	65	50	60	60	40	40	60	50	40	30		
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	30		
17	味噌製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	50		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	60		
19	うまみ調味料製造業	60	50	40	30	35	30	20	20	35	30	20	20		
20	ソース製造業	70	70	65	45	50	50	40	30	50	50	40	30		
21	食酢製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30		
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	50	40	30	30		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	50	40	30	30		
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
25	パン製造業	70	60	50	40	40	40	40	40	40	30	20	20		

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考
		(1)			(2)			(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)
26	生菓子製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40
27	ビスケット類・干菓子製造業	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40
28	米菓製造業	70	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50
29	パン・菓子製造業 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40
30	植物油脂製造業	80	80	80	50	60	50	40	40	60	50	40
31	動物油脂製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40
32	食用油脂加工業	55	55	50	40	50	50	40	40	50	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他酵母剤製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	90
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	50	50	50	60	60	50
35	めん類製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	50	40
37	豆腐・油揚製造業	80	70	60	45	60	50	40	30	50	50	40
38	あん類製造業	80	70	60	60	70	70	60	70	70	70	60

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(1) (ア) (ロ)	(1) (ハ) (二)	(1) (ア) (ロ)	(1) (ハ) (二)	(1) (ア) (ロ)	(1) (ハ) (二)	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	50	40	30	20
40	その他の製造に係るもの のうち、菓子製造業のう	60	50	40	30	55	50	40
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	50	30	20
42	果実酒製造業	40	40	30	40	40	30	30
43	ビール製造業	40	40	30	40	40	30	30
44	清酒製造業	70	60	50	40	50	40	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20
47	配合飼料製造業	60	50	40	30	20	20	20
48	単体飼料製造業	70	60	50	40	30	20	20
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	20	20	20

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)		
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	40	30	20	20		
51	生糸製造業 (副蚕糸精錬業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30		
55	織維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の他の織維製品に係るものと同一の整理番号を除く。) で整毛工程に係るもの	90	80	80	80	90	80	80	80	80	80	70	70		
57	織維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90		
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程、(のり抜き、精練漂白、シルケント加工その他)の染色整理工程(以下「染色整理工程」という。)に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	40		
59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80		
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90		
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50		
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考	
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	110	100	90	110	100	90	90
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	80	80	70	80	80	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	50	50	40	50	50	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	70	60	40	50	50	40	50	50	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	50	50	40	50	50	40	40
68	繊維工業 整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	70	60	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60
75	木材処理業	40	25	20	20	40	2.5	20	20	40	25
											20

接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,10,30,30,10,20,20,10とする。

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
76	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解ペルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	70	60	60	
77	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサンファイトペルプ製造工程に係るもの	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	70	60	60	
78	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドペルプ製造工程、リファイナーフランドペルプ製造工程又はサーモメカニカルペルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	50	
79	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドペルプ製造工程又は未さらしセミケミカルペルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	150	150	150	140	150	140	130	130	130	130	120	120		
80	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙ペルプ製造業でさらしケミグランドペルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドペルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルペルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルペルプ製造工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80		
81	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトペルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	60	50	40	40		
82	ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙ペルプ製造工程(前工程の未さらしケラフトペルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	60	

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)											
		(1)			(2)			(3)			備 考		
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	70	60	60	60	60	60	60	50	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行なうパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	110	110	100	90	105	100	90	90	100	90	80	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	120	110	100	100	120	110	100	100	90	80	70	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	20	30	30	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40

整理事番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)						(2)							
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	70	60	60	70	60	60	60	60	60	60, 90, 80, 70, 60, 80, 70, 60, 60, 70, 60, 60とする。	
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	80	
91	巻工紙製造業	30	25	20	30	25	20	20	20	30	25	20	20		
92	段ボール製造業	50	40	40	50	40	40	40	40	50	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70		
94	セロファン製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40		
95	乾式法による練維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	50	40	
96	練維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	90	80	80	90	90	80	80	80	80	70	60	60	
97	ペルブ製造業、紙製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	30	

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	60	50	40	30	50	40	30	30	50	40	30	30
103	複合肥料製造業	50	50	50	40	40	40	30	40	40	40	40	30
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20

黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,60,50とす。

整理番号	名 称	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 1 リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)					(2)						
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	(1) 硫化鉄鉛を原料とする酸化鉄(顔料を除く。) 製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,70,60,60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60,50,50,60,60,50,50,60,60,50,50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂防族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	60	50	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280,280,250,220,220,210,210,210,200,190,190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトント又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40,40,110,110,100,100,90,90,80,80,90,90,80,80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160,150,140,140,150,140,130,130,150,140,130,130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	70	60	60	60	50	50	50	40	30	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230,220,210,200,190,190,200,190,180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	20	30	30	20 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,80,70,70,80,80,70,70,80,80,80,70とする。

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備 考	
		(1)			(2)			(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(一)	(イ)	(ロ)	(ハ)	
112	合成ゴム製品製造業で 石油化学系基礎製品製造業に係るもの	50	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程に あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、70, 60, 50, 50, 70, 60, 50, 50とす る。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 140, 140, 30, 130とする。
113	石油化学系基礎製品製造工程で 有機化学工業製品製造工程 (脂肪族系中間物製造工程、 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程、プラスチック 製造工程及び合成ゴム製造工 程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機ゴム葉品製造工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 290, 280, 270, 280, 260, 260, 280, 270, 2 60, 260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 220, 210, 200, 190, 210, 200, 190, 180, 1 70, 160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号 109 の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	75	75	70	60	60	50	40	40	60	50	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程に あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、220, 220, 220, 220, 210, 210, 210, 90, 190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 120, 110, 100, 100, 100, 90, 80, 100, 90, 80 とする。
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	70	60	50	50	(3) エピクロルヒドリン製造工程にあって は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、150, 150, 140, 140, 140, 140, 130, 130, 140, 140, 130とする。

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	40	30	40	(1) (2) (3)	
117	発酵工業	130	130	120	130	120	110	130 120 120 110	
118	コールタール製品製造業	140	130	120	140	130	120	140 130 120 120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	50	50 50 50 40 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、350, 350, 290, 290, 210, 210, 190, 190, 210, 210, 190とする。	
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	20	30	30 30 20 20 (1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、80, 80, 70, 70, 60, 60, 50, 50, 50とする。	
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	40	50 50 40 40 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、70, 60, 60, 60, 70, 60, 60, 60, 50, 50とする。 (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、80, 80, 70, 70, 60, 50, 50, 80, 70, 70, 70, 70, 70とする。	
								(2) クロロプロレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、140, 140, 130, 130, 140, 140, 130, 140, 140, 130とする。	

整理番号	名 称	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 1 リットル に つき ミリグラム)										備 考	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	
123	有機化学工業製品製造業 理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50
124	レーヨン・アセテート製造業 のうちレーベンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	30	20	20
125	レーヨン・アセテート製造業 のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30
126	合成繊維製造業	50	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20
127	脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40
128	石けん・合成洗剤製造業 界面活性剤製造業(前項に掲 げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	10	10	15	15	10	10
129	塗料製造業	100	90	70	60	50	50	50	50	80	80	50	50

整理号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備 考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
130	印刷・シネマ	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	90	90	90	90	80	80	90	90	90	80		
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30		
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30		
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20		
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	50	50		
136	火薬類製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	硝酸エスチル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70,70,60,60,70,70,60,60,70,60,50とする。	
137	農業製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20		
138	合成香料製造業	150	140	130	120	120	110	110	120	120	120	110	110		
139	香料製造業(前項に掲げるも のを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20		

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	50	40	30	50	40	30	40	30 20 20
142	ゼラチン・接着剤製造業 ((にかわ製造業を含む。))	30	20	20	30	20	20	30	30 20 20
143	写真感光材料製造業	15	15	10	15	15	10	15	15 10 10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	50	50	40	50	50 40 40
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	170	140	140 130 130
146	化学工業 (整理番号 1, 0, 2 の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40 40 40
147	石油糖製業	40	40	40	30	30	20	20	30 30 20 20
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	40	30	40	40	30 30 30 30
149	コーカス製造業	200	200	190	190	190	180	120	110 100 90
150	石油コーカス製造業	80	80	70	70	80	80	70	60 50 50

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)			(2)			(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	10	10	20	20	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	40	30	20	20
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	110	100	100	100
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	20	20	10	10
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	20	20	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	
161	車上用・ちゅう房用ガラス器 具製造業	20	20	10	10	20	10	10	20	20	10	10
162	ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	40	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30
164	ガラス・同製品製造業(整理 番号156の項から前項まで に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	20	10	10	30	20	10	10
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10
167	セメント製品製造業(前二項 に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
169	碎石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)											
		(1)				(2)				(3)			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
172	うわ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
173	高炉による製鉄業	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	20
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10
177	製鋼・製鋼圧延業(転炉(单独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
178	熱間圧延業(整理番号182の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
179	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20
183	伸銛業	20	20	15	10	20	15	10	20	20	15	10	10

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)										備考
		(1)			(2)			(3)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	10	15	15	15	10
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	10	15	15	15	10
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20
189	めつき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
190	めつき銅鉄線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	10	15	15	15	10

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考	
		(1)				(2)				(3)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)		
194	銅鑄製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
195	銅鉄鋳物製造業 (次項及び整 理番号 197 の項に掲げるも のを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
196	銅鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
197	可鍛銅鑄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
198	銅粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10		
199	銅鋼業 (整理番号 173 の項 から前項までに掲げるものを 除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10		
200	非銅金屬製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10		
201	電気めつき業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40		
202	金属製品製造業 (前項に掲げ るものを除く。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10		
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10		

整理番号	名 称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(1) (イ) (ロ)	(2) (ハ) (二)	(3) (イ) (ロ) (ハ) (二)	(4) (ア) (ロ)	(5) (ハ) (二)	(6) (ア) (ロ) (ハ) (二)	
213 飲食店		70 70	60 50	60 50	50 40	50 40	30 30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30とす。
214 宿泊業		70 60	50 50	60 50	40 40	50 40	30 30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30とす。
215 リネンサプライ業		80 60	50 40	70 60	50 40	50 40	30 30	
216 洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		70 60	50 40	65 60	50 40	50 40	30 30	
218 写真業(写真現像・焼付業を含む。)		70 60	60 60	70 60	60 60	70 60	60 60	
219 自動車整備業		40 30	20 20	30 30	20 20	30 30	20 20	
220 病院		60 50	30 30	50 40	30 30	50 40	30 30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30,30,30,30,30,30,30,30とす。

整埋番号	名 称	化學的酸素要求量(単位 1リットルにつきミクログラム)											
		(1)				(2)				(3)			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が50人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	45	40	40	40	40
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30

整理番号	名称	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
225	醸油処理業	40	40	30	30	20	20	20 20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	20	20	20 20	
227	死亡骸骨取扱業	50	50	40	50	50	40	50 40	
228	と畜場	80	70	60	50	60	50	/	
229	中央卸売市場	50	40	30	30	20	20	30 20 20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	20	40 30 20 20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	40	40	30	40 30 20 20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	50	40	30	20	50	40	30 20 20	

(1) 生活排水処理にかかるものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

60, 50, 40, 25, 60, 50, 40, 25, 60, 50, 40, 25とする。

(2) 上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 30, 20, 20, 40, 30, 20, 40, 30, 20とする。

備考 この表において、要素の項目中(1)・(2)・(3)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(二)の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が昭和55年6月30日までに設置されたもの。

- (2) については、特定施設が昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までに設置されたもの。
- (3) については、特定施設が平成 3 年 7 月 1 日以降に設置されたもの。
- (イ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上 500 立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 500 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 5,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満であるもの。
- (二) 指定地域内事業場であつて、1 日当たりの平均的な排出水の量が 100,000 立方メートル以上であるもの。

(2) 塗素含有量

整理番号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	(ハ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	20	15	
5	肉製品製造業	60	55	50	45	35	30	25	20
6	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものの 7を除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10
9	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるもの 11を除く。)	55	50	45	45	50	45	40	35
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	50	45	40	35
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	30	25	20	20	25	20	15	10
16	野菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10

整理番号	名称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
17	味噌製造業	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
		30	25	20	25	20	15	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	50	40	35
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	25	20	15	10
20	ソース製造業	30	25	20	25	20	15	10
21	食酢製造業	30	25	20	25	20	15	10
22	砂糖精製業	30	25	20	25	20	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15
24	小麦粉製造業	30	25	20	25	20	15	10
25	パン製造業	30	25	20	25	20	15	10
26	生菓子製造業	30	25	20	25	20	15	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	25	20	15	10
28	米菓製造業	30	25	20	25	20	15	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10
30	植物油脂製造業	30	25	20	25	20	15	10
31	動物油脂製造業	30	25	20	25	20	15	10
32	食用油脂加工業	30	25	20	25	20	15	10

整理番号	名称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	35	30	25 20
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25 20
40	そら(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	25	20	15 10
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
47	配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15 10
50	たばこ製造業	30	25	20	20	25	20	15 10

整理番号	名 称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
51	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15 10	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるものの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精陳漂白、シルケゾット加工その他)の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20 15 序に従い、100, 100, 100, 60, 55, 50, 45とする。	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
61	繊維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	35	30	25	30	25	20 15	
62	繊維工業でニシト・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	

整理番号	名 称	塗料含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	25	20	15	10
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	25	20	25	20	15	10
75	木材処理業	30	25	20	25	20	15	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はモニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程(前項の未さらしケミカルパルプ製造工程を含む。)又はカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら レクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしク ラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工 程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業とするパルプ製造工 程以外のものを原料とするパルプ製造工程 に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でクラントパルプ、リ フアーナークラントパルプ又はサルーンドパルプを主原料と するパルプ製造工程(前工程のクラントパルプ、リフアイナード パルプ等はサルニカルパルプ製造工程を有するものに限 る。)に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙 製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除 く。)	30	25	20	25	20	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	30	25	20	25	20	15	10	
89	機械すき和紙製造業	30	25	20	25	20	15	10	
90	手すき和紙製造業	30	25	20	25	20	15	10	
91	塗工紙製造業	30	25	20	25	20	15	10	
92	段ボール製造業	25	20	20	25	20	15	10	
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	25	20	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	25	20	15	10	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	15 10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15 10	
97	ハルプ製造業、紙製造業又は紙加工品(整理番号7~6の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15 10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15 10	
101	製版業	30	25	20	20	25	20	15 10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	70	65	60 60 55	
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25 25	
105	ソーダ工業	25	20	15	15	25	20	15 10	
106	電炉工業	25	20	15	15	25	20	15 10	

(1) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80,75,70,65,70,65,60,55とする。

(2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55,430,430,430,210,210,210とする。

(3) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600,1600,1600,1600,1200,1200,1200とする。

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備 考	
		(1)	(2)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
107	無機顔料製造業	80	70	60	50	60	55	50	45 黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700, 700, 700, 600, 600, 600とする。
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	(1) ベナジウム及びモリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000, 5500, 5000, 4500, 6000, 5500, 5000, 5000, 5000, 4500とする。 (2) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750, 750, 680, 580, 750, 750, 680, 580とする。 (3) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 150, 150, 150, 150, 150とする。 (4) 酸化銅製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210, 210, 200, 150, 210, 210, 200, 150とする。 (5) 酸化シリコニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300, 250, 200, 150, 300, 250, 200, 150とする。 (6) 硝素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160, 160, 160, 160, 60, 60, 60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80, 70, 60, 50, 55, 50, 45, 40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、130, 120, 110, 100, 60, 60, 60, 60とする。

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製程に係るもの	40	35	30	25	30	25	(一)	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25 20 65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工場製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、ラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25 20	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	55	50	45	30	25	20 15	
115	脂肪族系中間物製造業	80	70	60	50	35	30	25 (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150, 150, 150, 55, 50, 45, 40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510, 510, 510, 510, 510, 510とする。	
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20 15	
117	発酵工業	40	40	40	30	30	25	20 15	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	70	70	60	50	35	30	25 20 180, 180, 180, 180, 120, 110, 100, 90とする。	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
120	プラスチック製造業	40	35	30	25	30	25	15 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	35	30	20 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	60	50	50	35	25 (1) 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85, 75, 65, 55, 35, 30, 25, 20とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420, 420, 420, 420, 420, 420とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500, 1500, 1500, 1500, 1500, 1500とする。 (4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 35, 30, 25, 20とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16 14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16 14	
125	合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16 14 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 50, 55, 50, 45, 40とする。	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	55	50	45	40	30	25	20 15	
127	石けん・合成洗剤製造業	55	50	45	40	30	25	20 15	

整理番号	名 称	塩素含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備 考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	30	25	20 15
129	塗料製造業	55	50	45	40	30	25	20 15
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	20	15
131	医薬品原薬・製剤製造業	75	65	55	45	40	35	30 25 医薬品原薬製造工程 (塩素又はその化合物を原料として使用するものに限る。) にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄順序に従い、130, 130, 115, 100, 40, 35, 30, 25とする。
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16 14
133	生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16 14
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16 14
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16 14
136	火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20 15
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20 15
138	合成香料製造業	90	80	70	60	30	25	20 15
139	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20 15
140	化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業	30	30	30	25	30	25	20 15
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	40	35	30	25	30	25	20 15
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20 15

整理番号	名称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
144	天然樹脂製品・木材化粧製品製造業	25	25	25	25	15	15	15
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	20	15
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20
147	石油精製業	30	25	20	20	25	20	15
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15
149	コーケス製造業	1000	900	800	700	800	700	600
150	石油コーケス製造業	30	25	20	20	25	20	15
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	15
152	ゴム製品製造業(ラテックス成型洗浄工程に係るもの)	30	25	20	20	25	20	15
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	75	65	55
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30
156	板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	15
157	板ガラス加工業	30	25	20	20	25	20	15
158	ガラス・製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	15
159	ガラス容器製造業	30	25	20	20	20	15	10

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	30	25	20	25	20	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	30	25	20	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	25	20	15	10	
165	生コンクリート製造業	30	25	20	20	25	20	10	
166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	25	20	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	10	
168	黒鉛電極製造業	30	25	20	20	25	20	10	
169	碎石製造業	30	25	20	20	25	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	25	20	20	25	20	10	
172	うわ葉製造業	30	25	20	20	25	20	10	
173	高炉による製鉄業	35	35	35	30	25	20	15	

(1) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1000, 900, 800, 700, 600, 500とする。

(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100, 100, 90, 70, 60, 55, 50とする。

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

整理番号	名称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	25	20	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	20	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独)電気炉を含む。)又は電気炉(単独)によるものに限る。)	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 55, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
181	冷間ロール成形鋼製造業	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65, 60, 55, 60, 55, 60, 55, 50, 45とする。	

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
183	伸銅業	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
184	磨棒銅製造業	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
185	引抜銅管製造業	45	45	40	30	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
186	伸線業	25	25	25	25	25	20	15 ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。	
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	20 15	
188	亜鉛錫板製造業	45	45	45	40	30	25	20 15	
189	めつき鋼管製造業	40	35	30	25	30	25	20 15	
190	めつき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	20	15	

整理番号	名称	塗素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1) (ロ)	(ハ)	(二) (イ)	(イ)	(ロ)	(ハ) (二)	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	15 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	20	15
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	20	15
194	鋳鋼製造業	25	25	25	25	25	20	15
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	20	15
196	銑鉄管製造業	25	25	25	25	25	20	15
197	可鍛錫鉄製造業	25	25	25	25	25	20	15
198	鉄粉製造業	25	25	25	25	25	20	15
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	20	15 は、それぞれ同欄の順序に従い、 65, 60, 55, 55, 60, 55, 50, 45とする。
200	非鉄金属製造業	70	65	60	55	60	55	45
201	電気めつき業	30	30	30	25	30	25	20 ては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 130, 120, 110, 100, 120, 110, 100, 90とする。

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	35	30	25 20 (1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、70, 65, 60, 60, 65, 60, 55, 50とする。 (2) アルマイド加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90, 90, 90, 90, 90, 90, 90, 90とする。	
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	15 10 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 25, 20, 15, 10とする。	
204	プリント回路製造業	30	25	20	20	25	20	15 10 (1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。	
205	電気機器器具製造業(前項に掲げるものの除去品・情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15 10 (1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 30, 25, 20, 20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 35, 30, 25, 20とする。	
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15 10 自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40, 35, 30, 25, 30, 25, 20, 20とする。	
207	精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15 10 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45, 40, 35, 30, 25, 25, 20とする。	
208	ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	15 10	

平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

整理番号	名 称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
209	下水道業		40	35	30	25	40	30	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法により高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するもの(高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 10, 20, 15, 10, 20, 15, 10, 10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 55, 50, 45, 60, 55, 50, 45とする。
210	空瓶卸売業		35	30	25	25	30	25	20, 15
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)		35	30	25	25	30	25	20, 15
212	弁当屋又は弁当製造業		35	30	25	25	30	25	20, 15
213	飲食店		60	55	50	45	45	40	35, 30
214	宿泊業		60	55	50	45	45	40	35, 30
215	リネンサプライ業		35	30	25	25	30	25	20, 15
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		35	30	25	25	30	25	20, 15
218	写真業(写真現像・焼き付け業を含む。)		35	30	25	25	30	25	20, 15
219	自動車整備業		35	30	25	25	30	25	20, 15
220	病院		60	55	50	45	45	40	35, 30

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が50人以上ものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30 25 30,25,20,20,30,25,20,15とする。	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が50人以下20人以上のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40 35 40,35,30,25,35,30,25,20とする。	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30 25 50,45,40,35,30,25,20,15とする。	
224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20 15	
225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20 15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	45	40	35 30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20 15	
228	と畜場	60	50	40	30	30	25	20 15	
229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20 15	
230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20 15	

整理番号	名称	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20 15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	60	50	40 30	

備考 この表において、窒素の項中(1)・(2)及び(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。

(2) については、特定施設が平成14年10月1日以降に設置されたもの。

(イ) 指定地内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)りん含有量

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)					
		(1) (イ)	(ロ)	(ハ)	(二) (イ)	(ロ)	(ハ) (イ)
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5
3	天然ガス鉱業	3	3	3	2.5	2.5	2
4	非金属鉱業	3	3	3	2.5	2.5	2
5	肉製品製造業	16	14	12	10	8	7
6	乳製品製造業	16	14	12	10	8	7
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	8.5	7.5
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5	5
9	寒天製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	5	4.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	12	11	10	9	8	7
12	冷凍水産物製造業	9	8	7	6	8	7
13	冷凍水産食品製造業	9	8	7	6	8	7
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるもののを除き、魚介類漬干・塩漬品製造業を含む。)	12	11	10	9	8	7
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食用品製造業	12	11	10	9	5.5	5
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	5	4

考

備考

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
17	味噌製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5 4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5 5.5	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5	
20	ソース製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5 4	
21	食酢製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5 4	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	
25	パン製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5 4	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	5.5 5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号2,5の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5 4	
30	植物油脂製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5 4 米糠を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に逆い、16,16,16,14,5,5,4,5,4とする。	
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考
		(1)			(2)			
		(1)	(口)	(ハ)	(=)	(イ)	(ロ)	(ハ)
32	食用油脂加工業	4	4	4	4	4	4	4
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5	4
34	穀類(んぶん)製造業	9	8	7	6	8	7	6
35	めん類製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5
37	豆腐・油揚製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5
38	あん類製造業	9	8	7	6	8	7	6
39	冷凍调理食品製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5
40	そ(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	5	4.5	4
41	清涼飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	3.5	3	2.5
42	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5
45	蒸留酒・発成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5
46	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(ア)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2 1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	
55	織維工業(整理番号5-1の項に掲げる他の織物製品に係るものの及び衣服その他の織物製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	
57	織維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケント加工その他染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程。(以下「染色整理工程付加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	
59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に付帯するものを除く。)に係るもの(前述に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5 3	
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帶加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5 3	
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付・染色整理工程付帶加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5 3	
63	織維工業で織物染色整理工程(染色整理工程付帶加工処理工程を含む。)に係るもの	9	9	8	7	4.5	4	3.5 3	
64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5 3	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)	(ハ)		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。)	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
70	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はペーティカルボード製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
71	木柄薬品処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
72	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
73	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
74	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーキュメカニカルパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
75	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で未さらしケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら しケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さら しセミカカルパルプ製造工程を含む。)又はさ らしセミケミカルパルプ製造工程(前工程)に係 るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら しクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら しクラフトパルプ製造工程(前工程の未さら しクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 を原料とし脱イソキ又は漂白を行うパルプ製造工 程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業で木材又は古紙以外のものを原料 とするパルプ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパル プ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカル・ パルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパル プ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカル・ パルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業で洋紙製造工程に係るもの(前項 に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
88	パルプ製造業、洋紙製造工程に係るもの 造業で板紙製造業又は板紙製	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
89	機械すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
90	手すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
91	塗工紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
92	段ボール製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
93	重包装紙袋製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
94	セロファン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
95	乾式法による繊維板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品 製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
100	印刷業(新聞その他出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5 2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5 2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5 26.5	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5 26.5	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3 3	
105	ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5 1	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
106	電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5 1	
107	無機顔料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5 1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5 1 それぞれ同欄の順序に従い、9,8,7,6,8,7,6,5とする。	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5 2 1 それとはその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2 1.5 1 それとはその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2 1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2 1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・有機顔料製造工程・プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2 1.5 1 それとはその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8,8,7,5,6,5,8,7,6,5とする。	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3	3	2.5	2 1.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考	
		(1)				(2)					
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)		
115	脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5, 8.5, 7.5, 6.5, 8, 7, 6, 5とする。	
116	メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5		
117	発酵工業	4	4	4	3.5	3	2.5	2	1.5		
118	コールタール製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24, 22, 20, 18, 8, 7, 6, 5とする。	
120	プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5		
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5		
122	有機化學工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60, 50, 40, 30, 3, 2, 5, 2, 1, 5とする。	
123	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1		
124	レーヨン・アセテート製造業のうち アセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1		
125	合成繊維製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1		

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)		
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
131	医薬品原葉・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	5	4.5	3.5 医薬品原葉製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8.7.5.7.6.5.5.4.5.4.3.5とする。	
132	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
133	生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
136	火薬類製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
140	化粧品・歯磨・その他の中鉱用調整品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
142	ゼラチン・接着剤製造業((にかわ製造業を含む。))	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考
		(1)			(2)			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ア)	(ロ)	(ハ)
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5
145	イオン交換樹脂製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
149	コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
152	ゴム製品製造業(ラテックス成型型洗浄工程に係るもの)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
154	なめしかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3
156	板ガラス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
157	板ガラス加工業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
158	ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5
159	ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5

整理 番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備 考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
169	碎石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
172	うわ葉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
173	高炉による製鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
175	フェロアロイ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
176	高炉によらない製鐵業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
	製銅・製銅圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)	
179	熱間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
180	冷間圧延業 (整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
181	冷間ロール成形鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
182	钢管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
183	伸銛業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
184	磨棒鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
185	引抜钢管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
186	伸線業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
188	亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
189	めつき钢管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
190	めつき鉄鋼線製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
192	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
194	鋳鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号1 9,7の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
196	鋳鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
197	可鍛鉄鋳物製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
198	鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
199	鉄鋼業(整理番号1,7,3の項から前項 までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
200	非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	
201	電気めつき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5 2	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	5.5	5	4.5	4	3.5	3	2.5 2	
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5 1	

平成19年6月22日(金曜日)

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
204	プリント回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるるものと同一のものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	
207	精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	9	8	7	4.5	4	3.5	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミクログラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
213	飲食店	8	7	6	5	5	4.5	4 3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	6	5.5	5 4.5	
216	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	6	5.5	5 4.5	
218	写真業 (写真現像・焼き付け業を含む。)	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
220	病院	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が50人以上ものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3 2.5 3, 2.5, 2, 1.5, 3, 2.5, 2, 1.5とする。	
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4 3.5 3, 2.5, 2, 3.5, 3, 2.5, 2, 1.5とする。	
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものと除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3 2.5 3, 2.5, 3, 2.5, 3, 2.5, 2, 1.5とする。	

整理番号	名称	りん含有量(単位 1リットルにつきミグラム)						備考	
		(1)			(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(イ)	(ロ)		
224	ごみ処理業		5	4.5	4	4.5	4	3.5	
225	廃油処理業		5	4.5	4	4.5	4	3.5	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3	
227	死亡獣取扱業		5	4.5	4	4.5	4	3.5	
228	ヒ畜場	10	9	8	7	4.5	4	3.5	
229	中央卸売市場		5	4.5	4	4.5	4	3.5	
230	地方卸売市場		5	4.5	4	4.5	4	3.5	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		5	4.5	4	4.5	4	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	

備考

この表において、りんの項中 (1)・(2) 及び (イ)・(ロ)・(ハ)・(二) の区分は、次のとおりとする。

(1) については、特定施設が平成14年9月30日までに設置されたもの。

(2) については、特定施設が平成14年10月1日以後に設置されたもの。

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満であるもの。

(二) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。